第5回高山市空家等対策協議会 議事録

【1 開会】

事務局 開会のことば

【2 事務局長あいさつ】

事務局長

御礼

空家等対策計画と取り組みについて

【3 報告事項】

高山市空家等対策計画策定後の取り組み状況について

- ・高山市空家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例等の制定について
- 高山市特定空家等の審査会設置及び審査基準について
- 高山市老朽空家等除却支援事業補助金制度の創設について
- ・高山空家活用コンテストについて

事務局 事務局より、資料に従い説明

【質疑応答】

委員 老朽空家の除却補助金について、補助対象空家を全て除却するとあるが、建物だけなのか、

門扉、外溝、壁、浄化槽、地下の構造物まで対象となるのか。

事務局 家屋を含めて一緒に除却する場合は対象となる。

委員 補助金要綱第8条の事業の変更は、事業の着手前までなのか着手後でもよいのか。

事務局 着手後でも変更は可能である。

委員 補助金要綱第3条第2項(4)の「申請者の前年度所得税額が27万円以下であること」とは、

高山市民には限定してはいないのか。

事務局 | 限定はしていない。

委員 前年度所得税額が 27 万円以下はどのような基準で設定したのか。

相続人が何名もいた場合、所得の少ない人が申請した場合は対象となるが、所得の多い人

が申請した場合対象外となるのか。

事務局 相続人で主に管理している方が申請人となっていただくが、高山市としては、危険な状態

の空家を除却したいため、どなたと限定するわけでなく権利のある方であれば対象となる。

27 万円以下としたのは、高山市が行う他の補助事業を参考としたため。

空家の活用をして既に行っている事業、モデルとなるものについてのコンテストを開催す

る予定はあるか。

コンテストで受賞した方、あるいは地域、あるいは事業主がコンテストによって題材とな

った物件を使ってこのあと何かできるのか。それに対して市が補助するのか。

事務局 コンテストの実行委員からの助言と商工課からの情報提供を受け、現地調査をして選定し

た。

モデルになっているもののコンテストについては検討する。

題材となった空家は所有者の意志によるが、コンテストを公開する中で、アイデア等を使用したいと申し出があれば相談にのる。

現在補助金などはないが、今後どのような支援ができるか検討する。

【4 今後の予定】

・空家相談会の開催について

事務局

施策の一つとして今年度実行したい。

協議会メンバーの中から、相談会のテーマごとに専門家として何名か出席していただきたい。

【5 閉会】

事務局

次回の協議会の開催は、平成31年に行う空家の調査方法等を相談したい。調査結果によっては計画の見直しも必要となるため、その際にも開催したいのでご協力をお願いします。 閉会のことば